

平成27年度  
環境保全型農業直接支払交付金の概要  
～千葉県の実施基準～



千葉県

## パンフレットの見方

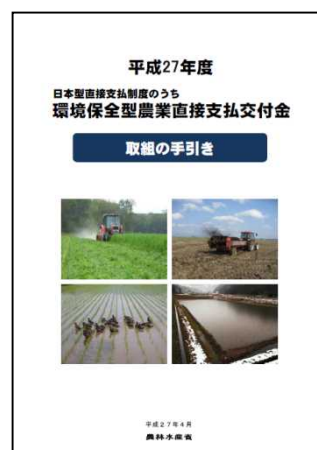
このパンフレットでは、環境保全型農業直接支払交付金制度において、千葉県が独自に設定した「特認取組」や「複数取組の組合せ」等を中心に紹介しています。

千葉県独自の内容には、**千葉県独自** マークをつけてあります。

なお、制度の全般的な内容は、右のパンフレット等を参照してください。

※農林水産省ホームページから入手できます

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou\\_chokubarai/mainp.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html)



## 1 対象者

交付金の対象者は、複数の農業者、又は、複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた者により構成される任意組織(農業者団体)です。 ※一定の条件を満たす農業者は個人でも可  
農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境保全型農業直接支払交付金の支援対象となるには、次の要件を満たしてください。

- ① 主作物について販売することを目的に生産を行っていること。
- ② 主作物についてエコファーマー認定を受けていること。
- ③ 農業環境規範に基づく点検を実施していること。

### エコファーマー認定要件の特例措置

次の①～④のいずれかに該当する場合は、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」(様式第1号)を作成し、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書(共通様式第3号)とともに市町村に提出すれば、エコファーマー認定を受けていなくても支援の対象となる農業者の要件を満たしているものとして取り扱うことができます。なお、この特例措置は本事業に限り適用されるものです。

- ① 共同販売経理を行う集落営農
- ② 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」が定められていない主作物
- ③ 有機農業の取組
- ④ 都道府県の特別栽培農産物認証等を受けている場合

④の特例措置は、千葉県では、「ちばエコ農産物」認証を受けている農業者に適用されます。

≪特例措置を適用する際の注意点≫

- 交付金を受けたい全ての主作物で「ちばエコ農産物」認証を受けてください
- 実施状況報告時まで、「ちばエコ農産物」の栽培計画承認と農産物認証を受けてください

※「ちばエコ農産物」栽培計画の承認だけでは、特例措置は適用されません



千葉県  
独自

「ちばエコ農産物」認証については、お近くの農業事務所にお問い合わせください。

県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/annou/eco-jouhou/index.html>

## 2 支援対象取組

### (1) 共通取組(①～③のいずれかの取組で可)

#### 1 化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**カバークロップ**を組み合わせた取組

《カバークロップのチェックポイント》

- ①□ 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上播種されていること
- ②□ 適正な栽培管理を行った上で、カバークロップの子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元していること

《環境保全の効果》◇農地に炭素(CO<sub>2</sub>)を貯留して、地球温暖化防止に貢献  
◇農地からの窒素の流出を防止して、水質保全に貢献

「カバークロップ」とは…5割以上低減する取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組

#### 2 化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**堆肥の施用**を組み合わせた取組

《堆肥の施用のチェックポイント》

- ①□ C/N比10以上の堆肥(鶏ふん等を主原料とするものは除く。)であって腐熟したものを使用する
- ②□ 施用量は下記のいずれかの条件を満たしていること  
○水稲の場合は10aあたりおおむね1.0t以上、その他の作物の場合は10aあたりおおむね1.5t以上の堆肥を施用すること(稲わら堆肥等の場合)  
○水稲に10aあたりおおむね0.5t以上、1.0t未満の堆肥を施用すること ← **千葉県 独自**  
(豚ふん堆肥、牛ふん堆肥に限る)
- ③□ 土壌診断を実施した上で、堆肥施用量が肥効率を考慮した堆肥由来の窒素分量が原則として都道府県の施肥基準等を上回らないよう、適切な堆肥の施用を行うこと

《環境保全の効果》◇農地に炭素(CO<sub>2</sub>)を貯留して、地球温暖化防止に貢献  
◇農地からの窒素の流出を防止して、水質保全に貢献

#### 3 **有機農業の取組(化学肥料、農薬を使用しない取組)**

《有機農業の取組(化学肥料、農薬を使用しない取組)のチェックポイント》

- ①□ 主作物の生産過程等において、化学肥料及び化学合成農薬を使用していないこと
- ②□ 「千葉県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(導入指針)に定められた土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術の全てを組み合わせた農業生産方式を導入していること
- ③□ 遺伝子組換え技術を利用しないこと

《環境保全の効果》◇農薬を利用しないことにより生物多様性保全に貢献  
◇自然循環機能の増進や環境への負荷軽減に貢献

## (2) 特認取組(①～④のいずれかの取組で可)

千葉県の地域特認取組は、以下の4つです。

1

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**リビングマルチ**を組み合わせた取組 (対象作物: 畑作物)

千葉県  
独自

《リビングマルチのチェックポイント》

- ①□ 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上播種されていること
- ②□ 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壤に還元すること

《環境保全の効果》◇農地に炭素(CO<sub>2</sub>)を貯留して、地球温暖化防止に貢献  
◇農地からの窒素の流出を防止して、水質保全に貢献

「リビングマルチ」とは…5割以上低減する取組を行う作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組

2

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**草生栽培**を組み合わせた取組 (対象作物: 果樹及び茶)

千葉県  
独自

《草生栽培のチェックポイント》

- ①□ 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上播種されていること
- ②□ 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壤に還元すること

《環境保全の効果》◇農地に炭素(CO<sub>2</sub>)を貯留して、地球温暖化防止に貢献  
◇農地からの窒素の流出を防止して、水質保全に貢献

「草生栽培」とは…5割以上低減する取組を行う園地に麦類や牧草等を作付けする取組

3

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**冬期湛水管理**を組み合わせた取組 (対象作物: 水稲)

千葉県  
独自

《冬期湛水管理のチェックポイント》

- ①□ 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置、漏水防止措置が講じられること
- ②□ 市町村等が地域の生物多様性保全に関する計画を作成・公表し、講習会等を通じて目的や生物の生息状況等の情報を共有した上で実施される取組であること

《環境保全の効果》◇水田地帯の多様な生き物を育む等、生物多様性保全に貢献  
◇水田の窒素除去機能を利用して、水質の浄化に貢献

「冬期湛水管理」とは… 冬期間の水田に水を張る取組

# 4

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**江の設置**を組み合わせた取組（対象作物:水稲）

千葉県  
独自

### 《江の設置のチェックポイント》

- ①□ 江の延長は、原則、畦畔に沿ってほ場区画10aあたり10m以上とし、10aあたり10mに満たない場合は、※のとおり取組面積を調整すること  
※取組み面積（a(※a未満切り捨て)）＝設置した長さ(m)とすること  
例) 20aの水田で10mの江を設置→交付金の支援を受けられるのは10a(=10m)分
- ②□ 江の形状は、原則、「深さ20cm以上、水面幅30cm以上」又は「深さ10cm以上、水面幅50cm以上」とすること
- ③□ 江を湛水状態とする期間は、原則、中干し開始から7月末までの期間以内とすること
- ④□ 湛水期間中は、江に除草剤を使用しないこと

《環境保全の効果》◇中干し期間中の水生生物の生息場所が確保され、**生物多様性に貢献**

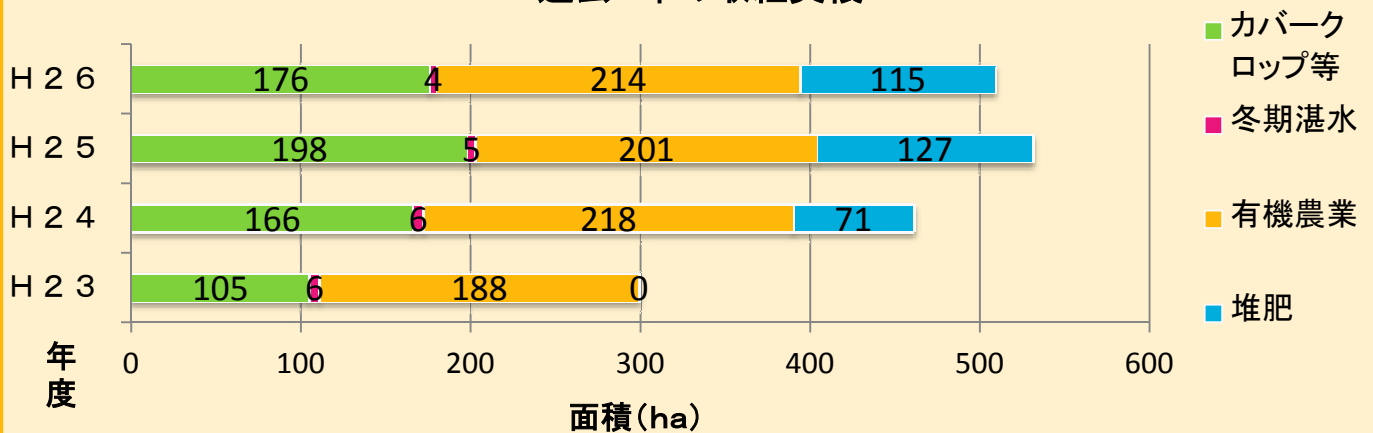
「**江の設置**」とは… 中干し期間内に、水生生物が生息できる堀を水田の畦畔沿いに設置する取組

### 《参考》

## 千葉県の取組状況

環境保全型農業直接支払制度は平成23年度にスタートし、今年で5年目を迎えます。  
平成26年度は千葉県で509haの取組実績でした。  
取組別では「有機農業」が最も多くなっています。

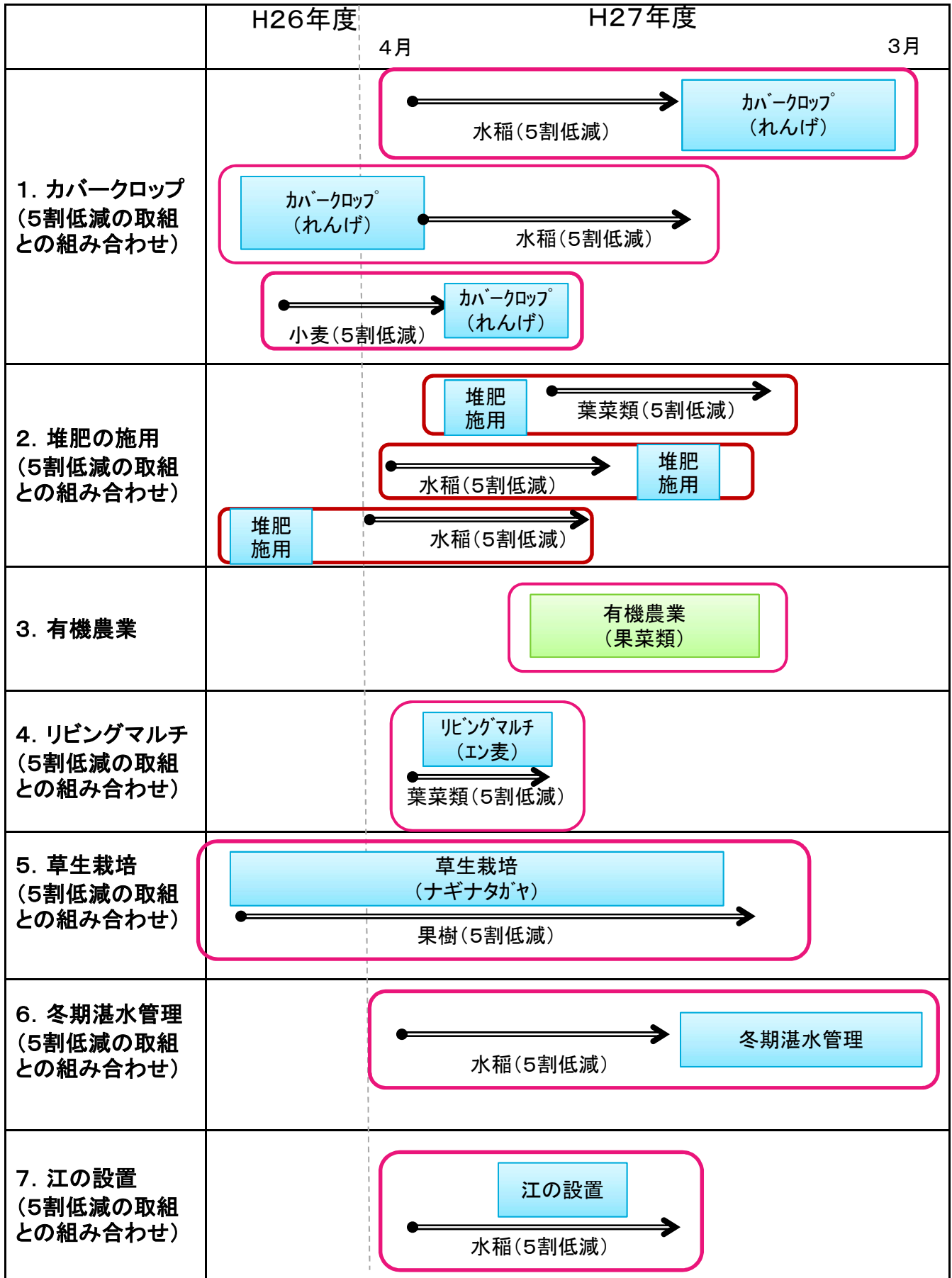
### 過去4年の取組実績



※カバークropp等は草生栽培を含む

《支援の対象となる取組のイメージ》

※作物は例示です。



《留意事項》

・農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる取組が支援の対象となります。

### 3 支援の水準

	対象活動		対象作物	支援単価
共通 取組	カバークロープ		全作物	8,000円/10a
	堆肥の施用① (10a当たり施用量は、施用後に栽培する作物が 水稲の場合は概ね1.0t以上、水稲以外の場合は 概ね1.5t以上)		全作物	4,400円/10a
	堆肥の施用② (豚ふん堆肥又は牛ふん堆肥を 10a当たり概ね0.5t以上1.0t 未満施用する場合)	千葉県 独自	水稲	2,200円/10a
	有機農業①		全作物 (下記品目を除く)	8,000円/10a
	有機農業②		そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
特認 取組	リビングマルチ	千葉県 独自	畑作物	8,000円/10a
	草生栽培	千葉県 独自	果樹及び茶	8,000円/10a
	冬期湛水管理	千葉県 独自	水稲	8,000円/10a
	江の設置	千葉県 独自	水稲	4,000円/10a

### 4 有機農業の取組の対象品目

千葉県  
独自

有機農業の取組の対象品目は、県の特裁慣行レベルが設定されている品目のほか、下表の有機農業の取組の対象作物であると県が判定した品目も対象となります。

分類	作物名(作型等)		備考
野菜	ベビーリーフ	は種後20~40日程度で収穫する葉菜類の幼葉	
	ふだんそう		
	ミント		
	とうがん		
	バジル		
	とうがらし		
その他作物	ごま		
	ひまわり(種子)	搾油用	
飼料作物	飼料作物 (飼料用米を除く)		販売まで一貫して有機農業として認められる場合(有機JAS認定)のみ

## 5 千葉県における複数取組の設定

千葉県  
独自

同一ほ場において1年間に複数回の取組を行う場合、2取組目まで本交付金による支援を受けられます。

千葉県で支援を受けられる複数取組の組合せは下表①、②のとおりです。

① 同一ほ場で主作物を複数回作付けする場合 ○:設定あり ×:設定なし

対象活動	カバー クロープ	堆肥の 施用	有機 農業	リビング マルチ	草生 栽培	冬期 湛水	江の 設置
カバー クロープ	○						
堆肥の 施用	○	○					
有機 農業	○	○	○				
リビング マルチ	○	○	○	○			
草生 栽培	×	×	×	×	×		
冬期 湛水	○	○	○	○	×	×	
江の 設置	○	○	○	○	×	×	×

② 同一ほ場で主作物を1回作付けする場合 ○:設定あり ×:設定なし

対象活動	カバー クロープ	堆肥の 施用	有機 農業	リビング マルチ	草生 栽培	冬期 湛水	江の 設置
リビング マルチ	○	○	×	×			
草生 栽培	○	○	×	×	×		
冬期 湛水	○	○	○	×	×	×	
江の 設置	○	○	○	×	×	○	×



## 問い合わせ先

千葉県農林水産部安全農業推進課 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1			電話 043-223-2773	
農業事務所名		電話番号	〒	住所
千葉	農業事務所 企画振興課	043-300-1985	266-0014	千葉市緑区大金沢町473-2
東葛飾	農業事務所 企画振興課	04-7143-4122	277-0861	柏市高田990-1
印旛	農業事務所 企画振興課	043-483-1129	285-0026	佐倉市鐺木仲田町8-1
香取	農業事務所 企画振興課	0478-52-9192	287-0005	香取市佐原木1250-3
海匝	農業事務所 企画振興課	0479-62-0156	289-2504	旭市二1997-1
山武	農業事務所 企画振興課	0475-54-1122	283-0006	東金市東新宿1-11
長生	農業事務所 企画振興課	0475-22-1751	297-0026	茂原市茂原1102-1
夷隅	農業事務所 企画振興課	0470-82-4956	298-0293	夷隅郡大多喜町猿稻14
安房	農業事務所 企画振興課	0470-22-7131	294-0045	館山市北条402-1
君津	農業事務所 企画振興課	0438-25-0107	292-0833	木更津市貝淵3-13-34

※本パンフレットについて不明な点があれば上記の問い合わせ先にお問い合わせください。  
また、取組を行う上での詳細な要件等は、取組を行うほ場が所在する市町村に確認してください。